

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は江東建設業協会と称する。
- 第 2 条 本会は事務所を株式会社江東建設会館内に置く。
- 第 3 条 本会は江東区内の建設業発展の為に正会員・準会員相互の親睦をはかり会員の福祉増進に寄与する目的とする。

第2章 事 業

- 第 4 条 本会は目的達成のため下記の事業を行う。
1. 江東区が執行する建設事業の遂行に協力する
 2. 江東区内にての災害時応急事業に対する協力
 3. 建設業を公正かつ健全に発達させる方策の研究並びに実施
 4. 正会員・準会員の事業に関する情報の提供並びに懇談会等
 5. 正会員・準会員の福利厚生に関する行事
 6. 正会員・準会員及び会員家族の慶弔慰問等に対する処理
 7. その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第3章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は、次の二会員とする。
1. 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した、江東区内に本店を設けて土木工事業、建築工事業又はその双方を営む法人及び個人及び平成 28 年 3 月 31 日以前より本会会員であったもの
 2. 準 会 員 本会の目的に賛同して入会した、江東区内に支店・営業所を設けて（現会員は除く）土木工事業、建築工事業又はその双方を営む法人及び個人
- （*現会員とは平成 28 年 3 月 31 日以前より本会会員であったもの）
- 第 6 条 本会に新たに加入せんとする者は下記の書類を本会役員会に提出し役員会の承認を求める。
1. 本会入会申込書
 2. 建設業法許可証明証
 3. 本会入会推薦書（役員会社 2 社によるもの）
 4. 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 5. 会社案内又は会社経歴書
- 第 7 条 役員会の承諾を受け加入を認められた者は入会金を納入する。但し、入会希望会社は役員会の二社の推薦を必要とし、又推薦会社は新規入会会社に対して会則の規約に基づく一切の責任を負うものとし入会会社が前記の規定による払い込みを終了した時初めて

会員たる資格が認められる。

第 8 章 正会員・準会員が下記の各項に該当する場合役員会の決議を経て除名及び退会勧告をすることができる。

1. 本会の事業を妨げる行為のあったとき
2. 業者として信用を失う行為のあったとき

第 9 条 正会員・準会員は下記の事由によって会員たる資格を喪失する。

1. 死亡又は解散
2. 除 名
3. 転 廃 業
4. 会費を1年以上滞納した場合

第 10 条 正会員・準会員及び使用人が衆に範たる善行又は功労のあった場合役員会の議決を経てこれを表彰する。

第 11 条 正会員・準会員は下記の事項に変更を生じた場合は直ちに本会に文書を以て届け出なければならない。

1. 氏名又は商号、代表者
2. 住所の移転、電話変更

第 4 章 会 計

第 12 条 本会は事業達成の為に会員に対し下記の基準により会費を徴収する。

1. 正会員・準会員は総会において別に定める規定により入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 既納入の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。
3. 必要に応じ臨時会費を徴収することがある。
4. 会費並びに入会金納入方法は原則として会計役員迄各自納入する。

第 13 条 会費は一定の銀行に預金しその通帳は会計が保管し、総て経費の支出は会長の承認を受けなければならない。

第 14 条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第 15 条 本会の収支予算は総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後2ヶ月以内に財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第5章 役員

- 第16条 本会は会の運営上下記の役員を置く。
- | | |
|-------|------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 3名以内 |
| 理 事 | 若干名（内2名会計） |
| 監 事 | 2名 |
- 第17条 会長は総会に於いて会員中より選ばれる。その他の役員については会長の指名による。
- 第18条 会長は本会を代表して本会の業務を総覧する。
- 第19条 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
- 第20条 理事は常任として業務の総てに参加する。
- 第21条 監事は本会の業務財産の状態を監査する。
- 第22条 本会は総会の決議により名誉会長並びに相談役、顧問、参与を置くことができる。
- 第23条 役員任期は2ヶ年とし定時総会の日に満了する。但し、再選の場合留任を妨げず、又補欠の為選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会議

- 第24条 本会の会議は総会、役員会とする。
- 第25条 総会は定時総会及び臨時総会とする。
- 第26条 定時総会は毎年決算後2ヶ月以内とする。
- 第27条 臨時総会は下記の場合に招集する。
1. 役員会に於いて必要と認めた時
 2. 監事が業務又は財産状況について疑義があると認めた時
 3. 正会員・準会員半数以上の要求のあった時
- 第28条 総会に於いては下記の事項を議題とする。
1. 会則の変更

2.収支予算並びに決算に関する事項

3.その他重要な事項

第29条 役員会は会長・副会長・理事及び監事を以って構成し会長が必要に応じ招集する。

第30条 必要に応じ役員会の議決を得て委員会を設置することができる。

第31条 総て会議は定員の半数以上の出席で成立し、出席者過半数を以って議決する。可否同数の場合は議長が採決する。

第32条 総て会議の議長は会長があたる。会長事故あるときは副会長がこれを代行する。

第33条 会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決をし、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

第34条 本会は特別の場合、役員会の承認の上職員を置くことができる。

付 則

昭和40年4月1日一部改訂

昭和44年4月1日一部改訂

昭和48年4月1日一部改訂

昭和51年4月1日一部改訂

昭和52年4月1日一部改訂

昭和62年4月1日一部改訂

平成11年4月1日一部改訂

平成21年9月1日一部改訂

平成28年4月1日一部改訂